

V 生活衛生

1 動物管理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。また、逸走又は負傷した犬等を収容し飼い主が判明した場合に返還している。

(1) 犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数(表 1-1)

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2018	24,757	19,837
2019	24,611	19,537
2020	24,815	18,537

(2) 動物愛護と適正飼育の普及啓発

ア 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数(表 1-2)

年度		2018	2019	2020	
動物による事故	犬	18	24	14	
	その他	0	0	0	
要望・相談件数	犬	放浪	16	25	21
		拾得	6	6	7
		負傷	4	7	5
		放し飼い	16	11	9
		汚物・汚水	7	17	22
		悪臭	1	2	1
		鳴き声	34	29	55
		その他	63	83	115
	猫	拾得	0	7	4
		負傷	14	22	30
		汚物・汚水	14	7	30
		悪臭	2	1	4
		鳴き声	2	1	4
		その他	65	85	107
その他	23	29	51		

イ 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数(表 1-3)

年度	実施回数	参加延人数
2018	3	56
2019	3	90
2020	1	27

ウ 地域猫対策セミナー

飼い主のいない猫によるフン尿等の被害でお困りの方等、猫の問題でお困りの方を対象に、その対策に関する知識を習得するための講習会を開催している。

地域猫対策セミナー実施回数及び参加延人数(表 1-4)

年度	実施回数	参加延人数
2018	1	26
2019	1	28
2020	0	0

※当該セミナーは 2018 年度からの取り組み

エ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数(表 1-5)

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2018	159	178
2019	119	140
2020	159	210

オ 飼い主のいない猫共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術の補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数(表 1-6)

年度	年度末地区数
2018	30
2019	30
2020	30

(3) 動物の保護と管理

保護・収容頭数

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数(表 1-7)

年度	捕獲 収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2018	1	35	8	0	8	14	1
2019	2	26	20	0	14	19	1
2020	1	7	8	1	12	6	0

2 環境衛生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-1)

業種	営業施設数	許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
2018	4,438	74	99	568
2019	4,433	85	90	452
2020	4,426	68	75	188
理容所	181	7	8	9
美容所	574	45	21	52
クリーニング所	185	4	13	5
公衆浴場	24	2	5	24
旅館業	33	-	-	38
興行場	14	-	-	10
プール	18	-	-	23
水道施設	461	3	9	5
小規模貯水槽水道等	1,229	2	13	4
温泉利用施設	4	1	-	2
墓地等	1,566	2	5	14
特定建築物	123	2	1	1
住宅宿泊事業	14	-	-	1

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-2)

	施設数	届出件数	廃止件数	調査指導件数
2018	523	10	11	14
2019	339	8	192	13
2020	342	8	5	18
コインランドリー	35	4	3	3
コインシャワー	-	-	-	-
飲用井戸等	307	4	2	15

(2) レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合は、レジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2020年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、全施設で、レジオネラ属菌不検出であることを確認した。

(3) 環境衛生関係施設の理化学検査等

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果(表 2-3)

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)					
					適合	不適合	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	大腸菌群	レジオネラ属菌	残留塩素	照度
普通	2	2	0	6	6	0	-	-	-	-	-	-
その他	10	9	1	71	66	5	-	-	-	-	5	-
					基準		5度以下	25mg/L以下	1個/ml以下	10CFU/100ml未満	0.4mg/L以上	20lux以上

興行場の空気検査結果(表 2-4)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
8	8	-	8	8	-	-	-	-	-
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	(注)

(注) 場内において映写中または演技中は0.2lux以上、休憩中は20lux以上

プールの水質の検査結果(表 2-5)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
16	13	3	48	43	5	-	-	4	-	1	-	-	-	-
				基準		5.8~ 8.6	2度 以下	12mg/ L以下	検出 されな いこと	200CFU/1m l以下	100lux 以上	0.4mg/L 以上	0.15% 以下	10CFU/100 ml未満

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数(表 2-6)

総数	生活衛生関係 営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
565	247	31	128	45	114

(注)生活衛生課関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

(4)生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な居住環境の実現を支援している。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数(表 2-7)

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫 (ハチ等)	吸血昆虫 (蚊・シラミ類等)	ダニ類	その他 衛生害虫等	
464	138	188	24	8	67	39

(5) 飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2020年度は、15 施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）と、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）の検査を実施した。その結果、4 施設（26.7%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った（表 2-8）。なお、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）が検出された施設は無かった。

水質検査不適項目（表 2-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延数)						
			一般細菌	大腸菌	その化合物 鉄及び	その化合物 マンガン及び	臭気	色度	濁度
15	11	4	2	1	1	3	1	1	1
検査施設数に対する基準超過率【%】			13.3	6.7	6.7	20.0	6.7	6.7	6.7
基準値			100 個/ml 以下	検出されないこと	0.3mg/L 以下	0.05mg/L 以下	20lux 以上	5 度 以下	2 度 以下

3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

(1) 営業施設数及び監視件数

ア 食品衛生法に規定する営業(表 3-1)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2018	5,049	459	446	542	2,327	
2019	5,152	577	502	474	2,882	
2020	5,146	494	535	500	2,844	
飲食店営業	旅館・ホテル	24	-	3	-	12
	バー・キャバレー	194	47	14	33	120
	一般飲食店	1,767	130	197	196	1,015
	民生食堂	-	-	-	-	-
	すし屋	57	4	10	7	55
	そば屋	68	-	6	3	26
	仕出し屋	31	3	1	1	16
	弁当屋	168	10	17	10	80
	そう菜店	276	32	27	15	180
	コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
	移動	1	-	-	-	-
	臨時	13	-	-	-	-
	許可ある集団給食	201	20	14	13	85
	自動車	121	25	4	16	48
	自動販売機	20	1	9	14	14
	天ぷら船	-	-	-	-	-
小計	2,941	272	302	308	1,651	

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
			新規	更新		
喫茶店営業	店舗	56	5	6	4	29
	自動販売機	212	18	32	36	80
	自動車	8	1	-	-	1
	小計	276	24	38	40	110
菓子製造業	パン製造業	118	5	14	6	55
	生菓子製造業	84	6	5	8	47
	その他の菓子製造業	272	39	18	29	155
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	1	-
	自動車	43	8	2	3	16
	小計	517	58	39	47	273
あん類製造業		-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		60	5	4	5	37
乳処理業		1	-	1	-	7
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-
乳製品製造業		3	1	1	-	8
集乳業		-	-	-	-	-
乳類販売業	専業	33	-	6	2	15
	ショーケース売り	430	22	45	25	181
	自動販売機	99	8	13	31	32
	自動車	6	3	-	1	4
	小計	568	33	64	59	232
食肉処理業		10	-	1	1	6
食肉販売業	一般	102	24	12	4	106
	包装	242	19	28	13	100
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	5	3	-	1	4
	小計	349	46	40	18	210
食肉製品製造業		8	1	-	-	6

		施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
			新規	更新			
魚介類販売業	一般	87	7	9	2	83	
	包装	225	15	28	15	92	
	自動車	3	2	-	-	3	
	小計	315	24	37	17	178	
魚介類せり売業		-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業		3	2	-	-	3	
冷蔵業	食品の冷凍・	冷凍業	-	-	-	-	
		冷蔵業	1	-	-	1	
		小計	1	-	-	1	
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業		3	-	-	-	2	
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	
冰雪製造業	冰雪製造業	-	-	-	-	-	
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	
	(自動販売機)	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	
氷雪販売業		2	-	1	1	2	
製造業	食用油脂	動物性油脂	-	-	-	-	
		植物性油脂	2	1	-	-	2
		小計	2	1	-	-	2
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	
みそ製造業		3	-	1	-	3	
醤油製造業		1	1	-	-	2	
ソース類製造業		1	-	-	-	-	
酒類製造業		-	-	-	-	-	
豆腐製造業		14	-	2	1	28	
納豆製造業		-	-	-	-	-	
めん類製造業		10	1	1	-	7	
そうざい製造業		57	25	3	3	75	
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	-	-	-	1	
添加物製造業		-	-	-	-	-	

イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業(表 3-2)

年度	食鳥処理場施設数	監視数
2018	-	-
2019	-	-
2020	-	-

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業(表 3-3)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2018	617	76	59	86	298	
2019	604	54	63	67	320	
2020	600	43	49	47	291	
行商	弁当等人力販売業	-	-	-	-	
	菓子	-	1	※	1	
	豆腐及びその加工品	2	2	※	1	
	ゆでめん類	-	-	※	-	
	アイスクリーム類	-	-	※	-	
	魚介類及びその加工品	-	-	※	-	
	小計	2	3	-	2	
つけ物製造業	10	2	-	-	6	
製菓材料等製造業	-	-	-	-	-	
粉末食品製造業	2	-	1	1	5	
そう菜半製品等製造業	3	-	-	1	2	
調味料等製造業	11	1	-	-	5	
魚介類加工業	3	-	2	-	4	
液卵製造業	-	-	-	-	-	
食料品等販売業	一般	373	20	31	20	176
	包装	156	10	13	12	80
	包装(一時販売)	9	1	-	-	1
	自動販売機	16	2	2	10	5
	自動車	12	4	-	1	6
	小計	566	37	46	43	268
卵選別包装業	3	-	※	-	-	

※更新制度なし

エ 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設(表 3-4)

	施設数	報告件数	廃止件数	監視件数
2018	221	23	23	49
2019	230	17	8	58
2020	227	4	7	46
学校・幼稚園	34	-	3	9
病院・診療所	12	-	-	2
工場・事業所	6	-	-	1
児童福祉施設	85	1	2	23
社会福祉施設	66	3	2	9
ボランティア給食	3	-	-	-
その他	2	-	-	1
給食(届出以外)	19	-	-	1

オ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業(表 3-5)

	施設数	新規	廃止	監視件数
2018	107	12	9	81
2019	106	14	15	79
2020	109	11	8	93
ふぐ取扱所	19	3	2	12
ふぐ加工製品取扱施設	90	8	6	81

カ 町田市食品衛生法施行細則に規定する営業等(表 3-6)

		施設数	報告件数	廃業件数	監視件数		
2018		5,873	-	-	2,302		
2019		5,874	1	-	2,517		
2020		5,874	-	-	2,183		
食品製造業	許可を要しない	製粉・精米・精麦業	48	-	-	-	
		つけ物製造業	10	-	-	-	
		その他の食品製造業	一般食品	23	-	-	1
			乳肉食品	-	-	-	-
		小計	81	-	-	1	
食品販売業	許可を要しない	魚介類加工品販売業	663	-	-	448	
		乳製品販売業	606	-	-	205	
		アイスクリーム類販売業	626	-	-	268	
		野菜果物販売業	749	-	-	268	
		菓子(パンを含む)販売業	867	-	-	268	
		主食販売業	109	-	-	55	
		酒類・調味料販売業	593	-	-	268	
		その他の食品販売業	831	-	-	268	
		小計	5,044	-	-	2,048	
・おもちゃ	食器具容器包装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	
		食器具容器包装販売業	289	-	-	134	
		おもちゃ製造業	9	-	-	-	
		おもちゃ販売業	190	-	-	-	
		小計	488	-	-	134	
添加物製造業		-	-	-	-		
添加物販売業		256	-	-	-		
乳さく取業		5	-	-	-		

※施設数は東京都から引き継いだ数から報告実績で更新したもの

※監視件数は営業施設監視件数から類推したもの

(2) 食品・器具等の検査

ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。なお、2020年度の検査は公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所に依頼した。なお、「否」とは食品衛生法違反である。

食品別収去検査成績(表 3-7)

		検体数	細菌検査		化学検査	
			適	否	適	否
2018		87	60	-	26	1
2019		84	52	-	32	-
2020		75	51	-	24	-
魚介類等	魚介類	3	2	-	1	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-
冷凍食品		-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		-	-	-	-	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	6	3	-	3	-
	乳製品	4	2	-	2	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	1	-	-	1	-
	野菜類・果物及びその加工品	7	7	-	-	-
菓子類		10	6	-	4	-
飲料 ・氷雪 ・水	清涼飲料水	-	-	-	-	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-
その他 の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-
	調味料	-	-	-	-	-
	そうざい類及びその半製品	37	24	-	13	-
	上記以外の食品 (弁当・調理パン等)	7	7	-	-	-
添加物		-	-	-	-	-
器具・容器包装・おもちゃ		-	-	-	-	-

イ 簡易検査

従業員の手指、調理器具、食品等について、現場等で大腸菌群、黄色ぶどう球菌、腸炎ビブリオ等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出されたものである。

検体別簡易検査成績(表 3-8)

	検査数	内訳(判定結果)	
		良	不良
2018	1,448	1,047	401
2019	1,425	1,155	270
2020	1,495	1,203	292

(3) 食中毒発生状況

食中毒発生状況(表 3-9)

総数			内訳				
2018	2019	2020	発生日	原因施設	原因食品	病原物質	患者数/ 喫食者数
3	2	3	7月29日	飲食店	施設が提供した食事	カンピロバクター、サルモネラ	3/4
			9月16日	販売店	施設で加工、販売されたアジの刺身	アニサキス	1/3
			2021年 2月18日	集団給食施設	施設が提供した食事	ウェルシュ菌	112/186

(4) 食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を行っている。

食中毒関連調査件数(表 3-10)

年度	事件数	調査人数	調査施設数	検査検体数
2018	55	26	37	42
2019	42	54	21	44
2020	17	11	12	5

(5) 苦情・相談対応

苦情・相談受付件数(表 3-11)

	苦情対応	相談対応	
		電話処理	窓口処理
2018	49	13,801	6,466
2019	71	13,008	5,542
2020	27	14,270	4,467

(6) 講習会等実施状況(表 3-12)

食品取扱従事者等に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、食品取扱従事者等向け講習会は書面開催(ホームページでの資料閲覧又は資料送付)、市民向け講習会及び衛生展・街頭相談は中止となった。

年度	食品取扱従事者等向け講習会		市民向け講習会		衛生展・街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2018	35	1,849	6	277	1	434
2019	31	1,480	5	227	1	342
2020	6	266	0	0	0	0

(7) 調理師・製菓衛生師免許申請件数(表 3-13)

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

	2018	2019	2020	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録抹消	返納
調理師	137	95	134	102	11	8	13	-	-
製菓衛生師	16	5	10	8	1	1	-	-	-

(8) 食品衛生推進員の活動

食品衛生推進員とは、食品衛生法第 61 条第 2 項の規定及び町田市食品衛生推進員設置要領により、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、市長が 2 年の任期で委嘱している。

2020 年度は 15 名の食品衛生推進員が地域における食品衛生に関する普及啓発活動や食品の安全確保のための活動を行った。なお、年 2 回の「食品衛生推進会議」は新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とした。